

(修正案)

(第4次)

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画

令和7年4月

浜松市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 基本理念	
3 計画期間	
4 計画の位置付け	
第2章 浜松市の犯罪の状況	2
(1) 刑法犯認知件数の推移	
(2) 種別件数(全市)	
(3) 窃盗犯の内訳	
(4) 行政区別件数	
(5) 平成25年(10年前)との比較	
(6) 特殊詐欺	
(7) 人口千人あたりの刑法犯認知件数	
第3章 これまでの取組と今後の課題	7
第4章 施策の体系と今後の取組	11
1 施策の体系	
2 それぞれの役割	
(1) 市の役割	
(2) 市民の役割	
(3) 事業者の役割	
3 今後の取組	
基本方針1 市民自らの防犯意識を高める	
(1) 防犯意識を高める広報啓発	
(2) 防犯力を高める情報発信	
(3) 防犯力を高める教育	
基本方針2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる	
(1) 地域における防犯活動の支援	
(2) 地域の安全を見守る活動の強化	
(3) 協働による連携体制の充実	
基本方針3 子どもの安全の確保	
(1) 地域と一体となった子どもの見守り	
(2) 子どもの安全に配慮した環境整備	
(3) 子どもの防犯力の育成	
基本方針4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる	
(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備	
(2) 市民が行う防犯環境整備への支援	
(3) 歓楽街等を対象とした環境改善	
(4) DV(配偶者等からの暴力)防止の啓発	
(5) 再犯防止の推進	
4 計画の見直し	
浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	22
関係条例一覧	25

この計画内の比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。このため、端数処理の関係上、比率の合計が100%にならないことがあります。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

浜松市は、犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、平成22年1月に「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」という。）を制定しました。そして、この条例に基づき「浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」を策定し、生活環境づくりを進めています。

本市における刑法犯認知件数は、平成15年に過去最高の約1万4千件でしたが、それ以降徐々に減少し、令和5年度は過去最低水準の約3千6百件となりました。

今回で第4次計画となりますが、今までに基本方針は変えずに取り組む事業を充実させてきました。なかでも、近年増加する特殊詐欺に対しては、防犯協会による防犯講習会やくらしのセンターによる高齢者を対象とした出前講座、市の広報誌を活用した啓発等、被害防止に向け事業を推進しました。

引き続き、市、市民、事業者、関係団体と協力し、地域の防犯意識を高めるとともに、防犯灯設置補助事業や令和4年度に新設した防犯カメラ設置補助事業等により、身近で起きている犯罪を抑制する整備を行い、安全で安心なまちづくりを推進します。

2 基本理念

犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり

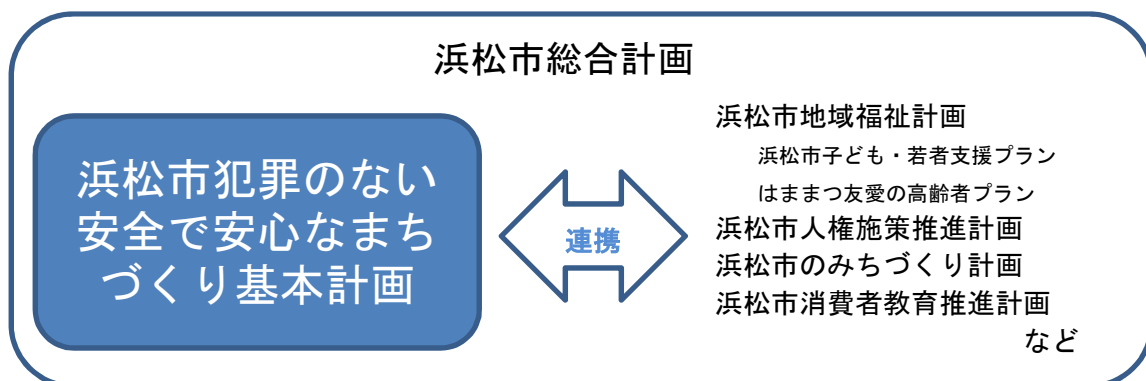
3 計画期間

令和7年度から令和16年度まで（10年間）

防犯の取組みは、中長期的に継続して取り組むべき政策であり、また、浜松市総合計画基本計画の期間（10年間）を踏まえ計画期間を10年としました。ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の検証・見直しを行います。

4 計画の位置付け

この計画は、浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づく計画であり、浜松市総合計画を上位計画とし、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するための方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

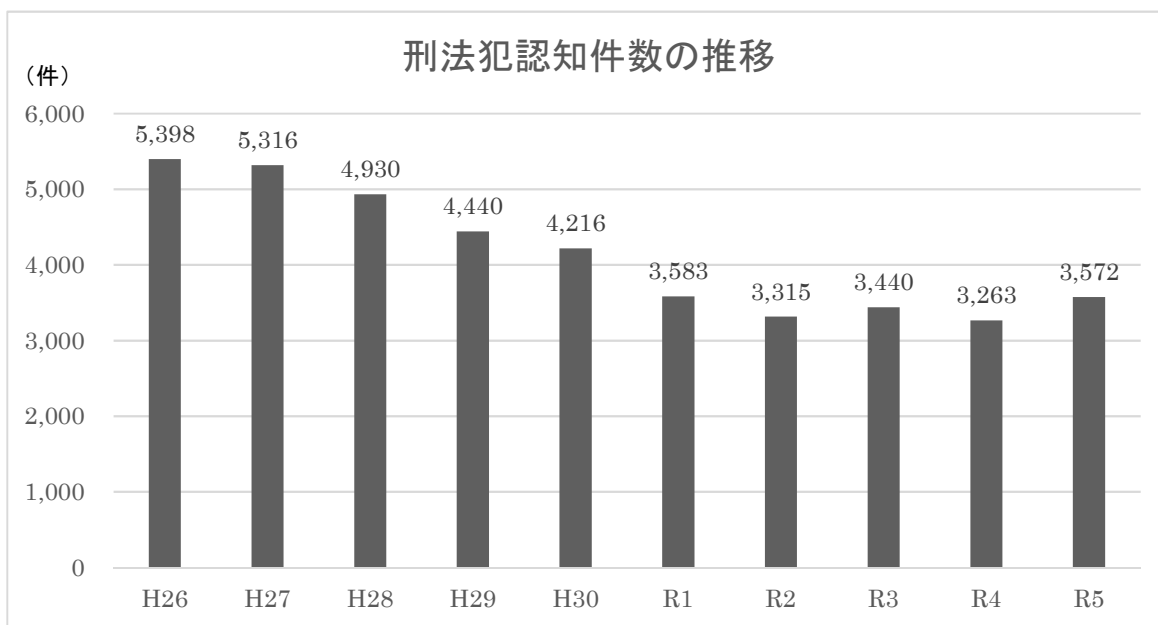


第2章 浜松市の犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

令和5年中の刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成15年の14,228件以降、最低水準の3,572件となり、前年と比べて309件増加しました。これは、静岡県及び全国の刑法犯認知状況と同様の傾向にあります。

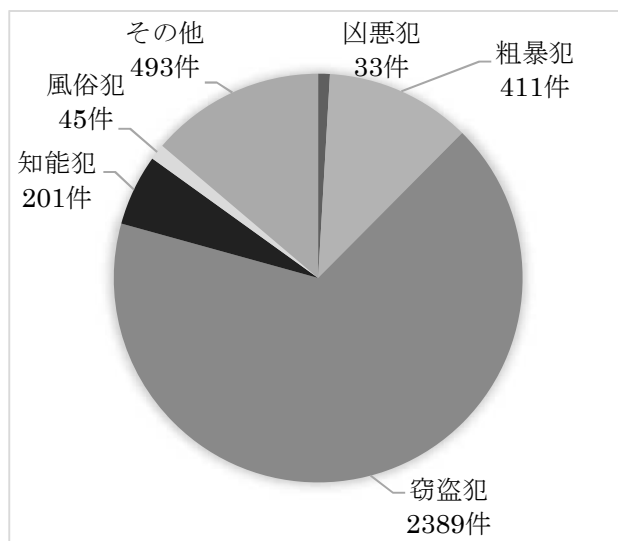
※令和2年から令和4年は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛要請の影響があります。



(2) 種別件数 (全市)

令和5年中の刑法犯認知件数の種別内訳をみると、窃盗犯の件数が最も多く、67.4%を占めています。

種別	件数 (件)	割合 (%)
凶悪犯	33	0.9
粗暴犯	411	11.5
窃盗犯	2,389	66.9
知能犯	201	5.6
風俗犯	45	1.3
その他	493	13.8
計	3,572	100.0

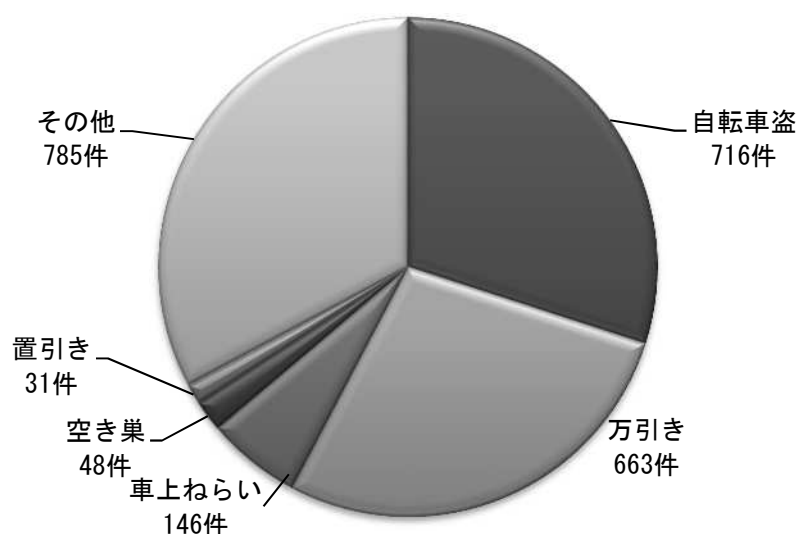


「凶悪犯」 殺人、強盗、放火、強制性交等
「粗暴犯」 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
「窃盗犯」 侵入窃盗、乗り物盗、非侵入窃盗
「知能犯」 詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得、背任
「風俗犯」 賭博、わいせつ
「その他」 上記以外の刑法犯

(3) 窃盗犯の内訳

窃盗犯の件数は年々減少していますがその内訳は自転車盗 716 件、万引き 663 件が多く、全体の 57.8%を占めており、市民の身近なところで発生する犯罪の割合が高くなっています。

種別	自転車盗	万引き	車上ねらい	空き巣	置引き	その他	計
件数 (件)	716	663	146	48	31	785	2,389
割合 (%)	30.0	27.8	6.1	2.0	1.3	32.8	100.0



(4) 行政区別件数

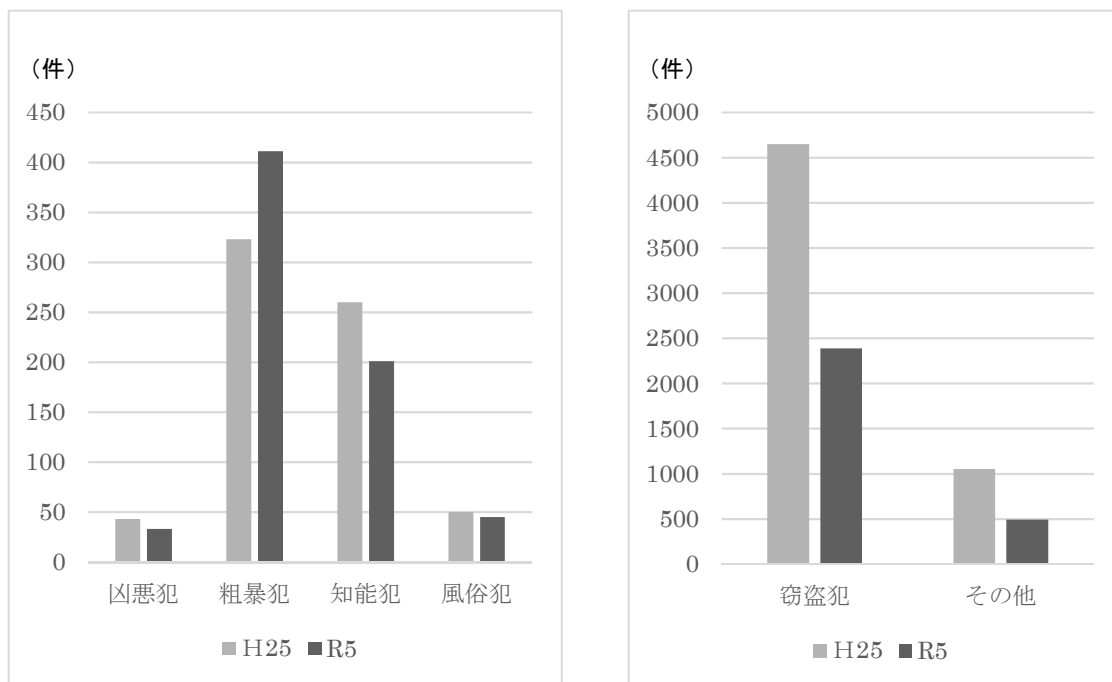
(単位：件)

種別	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
中区	15 1.0%	191 12.6%	1,003 66.3%	74 4.9%	13 0.9%	216 14.3%	1,512 100.0%
東区	6 1.0%	62 10.7%	395 68.3%	32 5.5%	9 1.6%	74 12.8%	578 100.0%
西区	3 0.8%	43 10.8%	274 69.0%	32 8.1%	3 0.8%	42 10.6%	397 100.0%
南区	2 0.5%	53 12.0%	309 69.9%	14 3.2%	5 1.1%	59 13.3%	442 100.0%
北区	3 1.2%	28 11.0%	173 68.1%	15 5.9%	6 2.4%	29 11.4%	254 100.0%
浜北区	3 1.0%	29 9.4%	184 59.7%	28 9.1%	6 1.9%	58 18.8%	308 100.0%
天竜区	1 1.2%	5 6.2%	51 63.0%	6 7.4%	3 3.7%	15 18.5%	81 100.0%
計	33 0.9%	411 11.5%	2,389 66.9%	201 5.6%	45 1.3%	493 13.8%	3,572 100.0%

※本表における行政区は令和5年12月31日現在のものです。令和6年1月の行政区再編前の行政区名となっています。

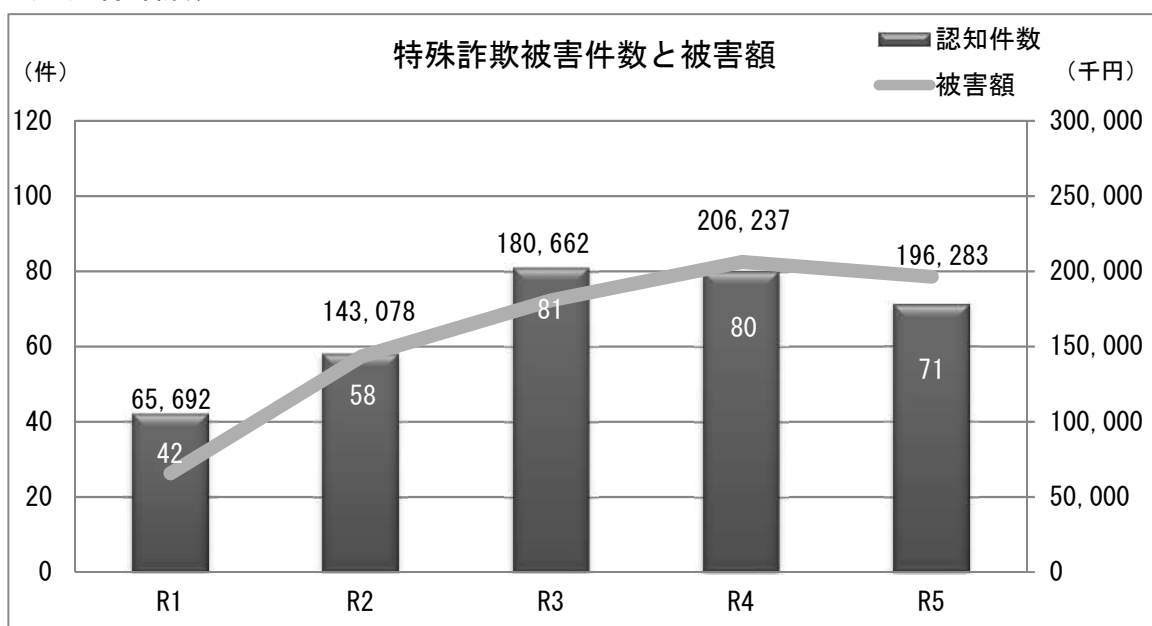
(5) 平成 25 年（10 年前）との比較

刑法犯認知件数は 10 年前と比べて半減し、その中でも窃盗犯が特に減少しています。



種別	凶悪犯	粗暴犯	知能犯	風俗犯	窃盗犯	その他	計
R05	33 (0.9%)	411 (11.5%)	201 (5.6%)	45 (1.3%)	2,389 (66.9%)	493 (13.8%)	3,572 (100.0%)
H25	43 (0.7%)	323 (5.1%)	260 (4.1%)	50 (0.8%)	4,647 (72.9%)	1,051 (16.5%)	6,374 (100.0%)
差	△10	△88	△59	△5	△2,258	△558	△2,802

(6) 特殊詐欺



令和 5 年 浜松市内の特殊詐欺の被害状況

手口	被害件数	被害額（千円）
特殊詐欺	71	196,283
オレオレ詐欺	23	121,980
預貯金詐欺	22	35,071
架空請求詐欺	10	20,034
還付金等詐欺	9	5,412
その他 5 類型	3	6,276
キャッシュカード詐欺盗	4	7,510

（特殊詐欺の類型）警察庁 HP より

オレオレ詐欺

親族等を名乗り、「鞆を置き忘れた。小切手が入っていた。お金が必要だ」などと言って、現金をだまし取る（脅し取る）手口です。

預貯金詐欺

警察官、銀行協会職員等を名乗り、「あなたの口座が犯罪に利用されています。キャッシュカードの交換手続きが必要です」と言ったり、役所の職員等を名乗り、「医療費などの過払い金があります。こちらで手続きをするのでカードを取りに行きます」などと言って、暗証番号を聞き出しキャッシュカード等をだまし取る（脅し取る）手口です。

架空料金請求詐欺

有料サイトや消費料金等について、「未払いの料金があります。今日中に払わなければ裁判になります」などとメールや SNS で通知したり、パソコンなどでインターネットサイトを閲覧中に「ウイルスに感染しました」と表示させて、ウイルス対策のサポート費用を口実として、金銭等をだまし取る（脅し取る）手口です。

還付金詐欺

医療費、税金、保険料等について、「還付金があるので手続きしてください」などと言って、被害者に ATM を操作させ、被害者の口座から犯人の口座に送金させる手口です。

その他 5 類型

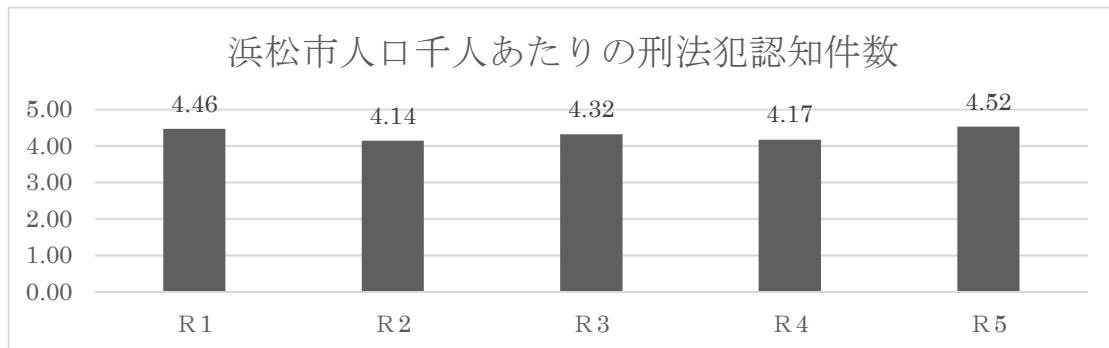
融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺

キャッシュカード詐欺盗（窃盗）

警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を名乗り、「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにする」などと言ってキャッシュカードを準備させ、隙を見てポイントカード等とすり替えて盗み取る手口です。

(7) 人口千人あたりの刑法犯認知件数

令和5年中の浜松市の人口千人あたりの刑法犯認知件数は4.52件で20政令指定都市の中で、3番目に少ない件数です。



他の政令指定都市との比較

	R5 刑法犯認知件数	人口 (R5. 12. 1 現在)	人口千人あたりの 刑法犯認知件数
熊本市	2,955	738,098	4.00
横浜市	16,060	3,770,179	4.26
浜松市	3,572	789,478	4.52
静岡市	3,100	676,477	4.58
川崎市	7,645	1,545,942	4.95
新潟市	3,979	771,615	5.16
仙台市	6,088	1,098,036	5.54
京都市	8,106	1,442,588	5.62
札幌市	11,263	1,969,235	5.72
相模原市	4,250	724,987	5.86
広島市	7,082	1,184,895	5.98
岡山市	4,552	715,516	6.36
さいたま市	8,745	1,344,875	6.50
北九州市	6,045	915,416	6.60
千葉市	7,020	980,208	7.16
堺市	6,173	811,396	7.61
福岡市	12,681	1,644,734	7.71
神戸市	12,016	1,498,825	8.02
名古屋市	19,857	2,327,700	8.53
大阪市	39,408	2,773,417	14.21

※ (1) ~ (6) 静岡県警察提供資料 (7) 福岡市提供資料

第3章 これまでの取組と今後の課題

「犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、地域で自主防犯活動団体が組織されるなど、一定の成果が認められ、刑法犯認知件数は減少しています。

しかし、自転車盗や車上ねらい、空き巣など私たちの身近なところで犯罪は起こっており、取組を継続することが重要です。

主な取組と成果

取 組	内 容	成 果
暴力団排除に向けた活動	浜松市暴力団排除条例に基づき社会全体で暴力団の排除を推進	暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会を毎年12月に開催し、令和5年度は約800人の市民が参加しました。また、北区安全・安心まちづくりの集い及び庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会への協力を行いました。
啓発街頭キャンペーン	消費者被害防止キャンペーンなどを実施	国の消費者月間(5月)と、県の消費者被害防止月間(12月)に合わせ、県、警察、弁護士会、司法書士会及び消費者団体と連携し、浜松駅前等で街頭キャンペーンを実施しました。
危険ドラッグに関する啓発	危険ドラッグの乱用根絶街頭キャンペーンの実施	くすりと健康フェスタ(薬剤師会主催：年1回)と同時開催で、危険ドラッグ撲滅キャンペーンを実施しました。
身の回りの安全点検の実施促進	二重錠や照明設備の設置など市民自らができる防犯対策の広報	防犯協会を中心として広報紙やメール配信などを通じて周知しました。
防犯情報配信システム	不審者等警察情報を市民へ提供	浜松市防災ホッとメールを用いて、各警察署の防犯協会から令和5年度は56回の不審者情報や詐欺電話多発情報を配信しました。そのほかにも、各種情報配信サービスを使用し、不審者情報等を配信しました。
出前講座	出前講座「悪質商法の被害に遭わないために」の実施	悪質商法等の被害にあわないよう、悪質商法の手口とその対処法、クーリングオフ制度などを学ぶ「出前講座」を実施しました。(令和5年度：22回)
防犯講習会	特殊詐欺防止をはじめとした防犯講習会を実施	警察署や防犯協会によって令和5年度は350回の防犯講習会が開催されました。

取 組	内 容	成 果
地区安全会議の 設立	地域ぐるみの安全活動を支え る組織の設立及び支援	地域内の関係団体が協力・連携し、効 果的・効率的に防犯活動を実施しました。 (令和 5 年度末現在：設立数 57 地区)
地区安全会議意 見交換会の開催	情報交換等を通じて、各団体 の活動を支援	各警察署より管内の犯罪動向等、最新 の情報を提供するとともに、地域での活 動事例の発表を行いました。
中心市街地防犯 センター支援事 業	有楽街に設置した「まちなか 防犯センター」の維持管理及 び運営について支援	地元自治会、商店会等により構成され る、まちなか防犯協議会を運営主体とし たまちなか防犯センターを設置し、見守 り活動を実施しました。
青色回転灯装着 車両による防犯 パトロール（通 称「青パト」）	地域の犯罪発生を抑制するた め、青色回転灯を装着した車 両による防犯パトロールを実 施	犯罪や事故が発生しやすい危険な場所 などの点検、不審者の発見及び警察への 通報、学校周辺や通学路のパトロールを 地域安全推進協議会や防犯協会、青少年 健全育成会、市、その他の防犯ボランテ ィア団体などが実施しました。(令和 5 年 度：車両数 393 台、実施回数 1,333 人)
市職員による青 パト	市職員の青色回転灯装着公用 車による青パトの実施	公用車による青パトを実施しました。 (令和 5 年度：青パト実施者証交付登録 者数 423 人、公用車青パト登録車両数 39 台、実施回数 217 回)
ごみ・資源物の 持ち去り取り締 まり	浜松市廃棄物の減量及び資源 化並びに適正処理等に関する 条例に基づく取り締まりを実 施	ごみ・資源物の持ち去り行為に対して 市民からの通報等に基づき、持ち去り行 為が発生している場所を重点的に、パト ロールを実施しました。(令和 5 年度：通 報件数 32 件、指導回数 0 回)
ひとりひとりに いい声掛けデー	日常的なあいさつを通して 「大人が子どもたちを見守っ ている」という社会環境をつ くる	青少年健全育成会連絡協議会が地域住 民とともに、毎年 11 月 11 日を市内統一 の声掛け活動日として実施しました。(令 和 5 年度参加者 4,145 人)

取 組	内 容	成 果
青少年補導活動	青少年に声掛け・指導するとともに有害な環境を排除する	浜松駅周辺補導と特別補導を実施しました。(令和 5 年度：街頭補導活動数 466 回、参加者数延 3,288 人)
不審者情報等の提供	不審者が現れた場合や凶悪な事件が発生した場合の連携	幼・保・小・中学校で得た不審者情報を警察等に提供し、また、幼・保・小・中学校間で情報の共有を行いました。(令和 5 年度：8 件)
こども 110 番の家	子どもの犯罪被害を未然に防止するための緊急避難場所の確保	地域の家庭、事業所等の協力により、子どもが危険を感じたときに駆け込む民家、店舗、事業所等の拡充を図りました。(令和 5 年度末登録数：4,689 件、うち新規登録 44 件)
通学路の安全対策	登下校時における児童・生徒の安全確保	学校等への現地調査、ヒアリング等を通じて通学路の危険箇所等の合同点検と必要な整備を行いました。(令和 5 年度：128 件)
社会環境実態調査	有害情報や深夜営業店など社会環境の実態調査	コンビニエンスストアやカラオケ店、ゲームコーナーや漫画喫茶等、市内の店舗を訪問し、有害図書等の区分陳列状況や夜間入場制限の表示の確認を行いました。(令和 5 年度：551 店舗)
防犯教室の開催	子ども自身が危険に遭遇した場合の対処方法の習熟を図る	毎年、ほぼすべての小学校の 90 校において、防犯教室を開催し、子供たちの防犯意識の高揚を図りました。
「スクールガード・リーダー」の小学校への配置	警察 O B 等をスクールガード・リーダーとして委嘱	すべての小学校にスクールガード・リーダーを配置し、防犯体制の整備を行いました。(令和 5 年度委嘱数：18 人、総活動回数：1,479 人)
防犯に配慮した公園整備	地元住民等を対象としたワークショップを開催	地域住民の意見を反映し、安全・安心に配慮した公園設計を行いました。(令和 5 年度：新規 2 公園開設)
公園周辺住民の生活環境の確保	公園内照明灯の点灯時間制限を実施	地域からの要望により、公園周辺住民の生活環境を守るため、公園利用者が夜遅くまで騒ぐことの抑制を図りました。

取 組	内 容	成 果
狭い道路の拡幅整備事業	見通しのいい生活環境の確保のための道路拡幅整備工事	道路後退用地の寄附に伴う、門、生垣、塀等の撤去、あるいは擁壁等の移設費用の一部助成を行いました。 (令和5年度道路拡幅整備工事：2,555m)
放置自転車等防止事業	中心市街地の公共空間の良好な環境確保	悪質な放置自転車等を撤去回収しました。(令和5年度：放置自転車撤去 1,244台、放置バイク撤去 5台) 浜松市内 24 校の高等学校新入生に啓発リーフレット 8,800 部、駅前交番等に 700 部配布。
駐輪場維持管理事業	防犯カメラの設置による自転車盗難防止	ザザシティ浜松前及び第一通りに防犯カメラを設置しました。また記録保存のためのレコーダーを更新しました。
防犯灯設置維持管理費助成事業	防犯灯整備により夜間の明るさを確保し犯罪の防止を図る	自治会が行う防犯灯の設置維持管理事業に補助を行いました。 (令和5年度：設置事業 786 灯、維持管理事業 74,613 灯)
商店街施設整備事業	商店街美化、地域の安全・安心の確保	商店街に防犯カメラの設置及び街路灯を設置する費用の補助を行いました。 (令和5年度：街路灯改修 30 本、アーケード LED52 本)
犯罪被害者等支援総合相談窓口	「犯罪被害者等支援総合相談窓口」をくらしのセンター内に設置	犯罪被害者及び家族等へ助言や情報提供を行いました。
犯罪被害者等支援の啓発	犯罪被害者等の置かれている状況や平穏な生活への配慮について市民へ啓発	犯罪被害者週間（毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日まで）等において、ポスターの掲示やチラシの配布などの啓発活動を実施しました。

第4章 施策の体系と今後の取組

1 施策の体系

基本理念	基本方針	取組
犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり	基本方針1 市民自らの防犯意識を高める	(1) 防犯意識を高める広報啓発 (2) 防犯力を高める情報発信 (3) 防犯力を高める教育
	基本方針2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる	(1) 地域における防犯活動の支援 (2) 地域の安全を見守る活動の強化 (3) 協働による連携体制の充実
	基本方針3 子どもの安全の確保	(1) 地域と一体となった子どもの見守り (2) 子どもの安全に配慮した環境整備 (3) 子どもの防犯力の育成
	基本方針4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる	(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備 (2) 市民が行う防犯環境整備への支援 (3) 歓楽街等を対象とした環境改善 (4) 犯罪被害者等への支援 (5) DV（配偶者等からの暴力）防止の啓発 (6) 再犯防止の推進

2 それぞれの役割

(1) 市の役割

自主的防犯活動団体や警察等の関係機関との連携を強化し、市民、事業者の防犯意識の高揚を図るとともに、地域の実情に合った防犯活動の充実や支援、設備の整備を図ります。

また、防犯に対する庁内の連携を強化し、総合的な施策を実施します。

(2) 市民の役割

市民一人ひとりは、様々な機会を利用して自らの防犯意識を高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域のコミュニティや地域における防犯活動への積極的な参加、自ら所有・管理する土地・建物の適正な管理などを通じて、安全で安心な地域社会の実現に努めます。

また、市の実施する施策についても協力・連携するよう努めます。

(3) 事業者の役割

事業者は、所有・管理する土地・建物を適正に管理し、必要な防犯設備の設置に努め、事業活動の安全確保を図ることに努めます。さらに、従業員等の安全確保のため、従業員等に対し防犯知識や技術を習得させるよう努めるものとします。

また、地域の一員として、地域の自主的な防犯活動や市が実施する防犯施策に協力するよう努めます。

3 今後の取組

基本方針 1 市民自らの防犯意識を高める

「自らの地域の安全は自らで守る」という意識を持ち、防犯や犯罪に遭わないための知識の向上を目指します。

(1) 防犯意識を高める広報啓発

防犯意識を高めるため、防犯に関する情報を発信し、積極的な広報及び啓発活動を実施することで、犯罪被害の未然防止及び減少に取り組めます。

取 組	内 容
犯罪被害防止に関する啓発	警察や防犯協会などの関係団体と連携・協力し、身近な街頭犯罪や特殊詐欺・闇バイトによる犯罪等について、「地域安全ニュース」等を活用し、犯罪の最新の手口や対策の周知を行い、犯罪被害防止の啓発を行います。
消費者被害防止に関する啓発	国の消費者月間（5月）と、県の消費者被害防止月間（12月）に合わせ、浜松駅前等で街頭キャンペーンを実施します。また、市役所ロビーでパネル展示、啓発資料の配布（5月、12月）を実施します。
身の回りの安全点検の実施促進	自転車のツーロックや家屋の二重施錠、照明設備の設置など市民自らができる防犯対策を実施していくよう、防犯協会など他団体と連携しながら啓発に努めていきます。
暴力団排除に向けた活動	自治会をはじめ、警察や防犯協会などの関係団体と連携し、反社会的勢力には屈しないという強い住民意識の高揚を図ります。 【主な暴力追放市民大会】 ○暴力追放と交通事故・薬物乱用防止市民大会 ○北区安全・安心まちづくりの集い ○庄内地区暴力・飲酒運転追放と青少年健全育成総決起大会
薬物乱用防止に関する啓発	市民大会の開催や県と連携・協力により薬物乱用防止対策を実施していきます。

(2) 防犯力を高める情報発信

不審者情報などを発信することで、犯罪の未然防止に取り組みます。

取 組	内 容
浜松市防災ホッとメール	市民がいち早く犯罪に関する情報を得ることによって自身の身の安全を図るため、各警察署（防犯協会）から不審者情報・特殊詐欺多発情報等を配信します。

(3) 防犯力を高める教育

自ら安全な行動ができるように、犯罪に関する教育を充実させます。

取 組	内 容
出前講座	悪質商法等の被害にあわないよう、悪質商法の手口とその対処法、クーリングオフ制度などを学ぶ「出前講座」を実施します。
防犯講習会	防犯協会等と連携し、自治会、敬老会などの各種会合において、防犯講話（身近な街頭犯罪の情報や特殊詐欺、闇バイトによる犯罪、ひったくり、性犯罪被害防止等の最新の手法など）を実施し、犯罪被害防止と防犯意識の高揚を図ります。

基本方針 2 地域が協働して安全で安心なまちをつくる

防犯活動は、地域の状況に合わせて継続的かつ恒常的に行うことが重要です。市民一人ひとりが自分の住んでいる地域に関心を持ち、積極的に地域の活動に参加することにより地域コミュニティが生まれます。

また、地域活動の支援及び警察署等の連携を図るなかで、情報の共有を進めます。

(1) 地域における防犯活動の支援

取 組	内 容
地区安全会議	地区安全会議は、自治会連合会を中心に構成される団体で、市内 57 団体が設立されています。 設立時に必要な物品を貸与するとともに、設立後も必要な物品を貸与し、継続的に支援します。 また、毎年、意見交換会を開催し、活動事例を紹介するなどの情報提供を行い、各団体が地域の状況に応じて活動が展開できるよう支援します。
まちなか防犯協議会	地元自治会、商店会等により構成されるまちなか防犯協議会を運営主体としたまちなか防犯センターを設置し、見守り活動を行います。 また、有楽街にある「まちなか防犯センター」の運営を支援します。
防犯協会	防犯協会は、警察署ごとに設置され、地域安全推進員とともに防犯活動の推進等を行っています。 活動内容は、「広報啓発活動」や「地域安全活動」等で、身近な街頭犯罪や特殊詐欺等の犯罪対策について、「地域安全ニュース」等による被害防止啓発、地域住民や金融機関・商業施設等の事業者と連携し、防犯講習会・防犯教室による防犯意識の高揚を行っています。 浜松市は防犯協会の活動について、協力体制を整えるとともに、負担金の拠出による支援を行います。

（２）地域の安全を見守る活動の強化

街頭犯罪を抑止するためパトロール活動を実施するとともに、子ども、女性、高齢者等を犯罪から守り、子どもの健全育成や高齢者の孤立防止につながる活動に取り組みます。

取 組	内 容
青色防犯パトロール (通称：青パト)	地域の犯罪発生を抑制するため、地域安全推進協議会、防犯協会、青少年健全育成会、市その他防犯ボランティア団体により、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロールを実施します。
市職員による青パト	犯罪者を寄りつきにくくするため、公用車での青パトを実施します。
はままつあんしんネットワーク	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者等が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、市民の支え合いの心でさりげなく、ゆるやかに見守り及び支援する仕組み「はままつあんしんネットワーク」づくりに取り組んでいます。
暴力追放推進員	暴力追放思想の普及宣伝に努めるとともに、暴力団関係の情報を収集したときは、警察署等に通報します。
ごみ・資源物の持ち取り取り締まり	ごみ・資源物の持ち取り行為に対して罰則規定を設け、警察ＯＢの職員２人により、早朝の時間帯から市民の通報等に基づき、持ち取り行為が発生している場所を重点的にパトロールするなど、条例に基づく取り締まりを実施します。

（３）協働による連携体制の充実

関係機関との連携体制を整備し、情報の共有や合同事業の実施、防犯対策に係る情報提供など関係機関と一体となった防犯活動に取り組みます。

取 組	内 容
市警察部との連絡会議	市警察部と市で連絡会議を行います。双方の意見、要望をまとめ協議をしていくことで、より連携を深めていきます。
防犯協会担当者会議	防犯協会の活動内容及び各警察署の情勢について情報交換を行います。

基本方針３ 子どもの安全の確保

子どもが犯罪に巻き込まれないためには、保護者や学校、地域の皆さんが連携し、地域ぐるみで取り組むことが重要です。

学校や家庭での防犯教育の充実や地域住民による登下校時の見守り活動、学校施設や通学路の安全点検及び危険箇所の改善に向けて環境整備を推進します。

（１）地域と一体となった子どもの見守り

取 組	内 容
浜松市子供安全ネットワーク推進事業	ボランティア意欲の高い元気な高齢者等に対し、子どもの見守り活動のためタスキと名札を配付し、「ながら見守り」を実施します。 また、子どもの登下校時の見守りに賛同いただける事業者に協力を仰ぎ、ステッカーを貼った社用車、バイク等での業務時間内における見守りによる不審者発生の抑止を図ります。
ひとりひとりにいい声掛けデー	日常的なあいさつを通して「大人が子どもたちを見守っている」という社会環境を作ります。 青少年健全育成会連絡協議会が地域の皆さんとともに、毎年11月11日を市内統一の声掛け活動日として実施します。
青少年補導活動	青少年育成指導員が補導を行います。 浜松駅周辺部での補導、浜松まつり等の祭典補導、夏季・冬季の補導活動等を実施し、青少年の声掛けや指導を行うとともに、有害な環境の排除に努めることを目的とします。
不審者情報の提供	不審者が現れた場合や凶悪な事件が発生した場合に、幼・保・小・中学校及び警察等で連携して情報の共有を行います。

（２）子どもの安全に配慮した環境整備

登下校時の子どもたちの安全確保のため、通学路の安全点検及び防犯対策を行います。

取 組	内 容
こども１１０番の家	こどもたちが不審者等から緊急に避難できる場所です。一般家庭や事業所の協力を得て「こども１１０番の家」を登録し、こどもたちの安全を確保します。 また、子どもが避難してきたときは、警察への通報や自宅への連絡等を行います。
通学路の安全対策	学校等への現地調査、ヒアリング等を通じて通学路の危険箇所等の整備に努めます。

社会環境の実態調査	有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しているため、その実態を把握し、今後の青少年施策の基礎資料とするための調査を実施します。調査内容は、コンビニエンスストアやカラオケ店、ゲームセンターや漫画喫茶等、市内の店舗を訪問し、有害図書等への販売禁止表示の有無や区分陳列状況の確認を行っています。
-----------	--

(3) 子どもの防犯力の育成

自ら安全な行動ができるように、犯罪に関する教育を充実させます。

取 組	内 容
防犯教室の開催	安全教育を継続的に実施することで、子どもたちが防犯の知識を身につけ、安全に避難する方法を理解し、自ら安全な行動ができるように努めます。
スクールガード・リーダーの配置	警察OB等をスクールガード・リーダーとして委嘱し、小学校周辺の巡回活動等を行い、学校やボランティアに対して警備のポイントや改善点の指導等を行います。
避難訓練	学校への不審者の侵入を想定した避難訓練を実施します。

基本方針 4 犯罪の起きにくい地域環境をつくる

安全で安心なまちづくりのためには、警察の取り締まりや地域の防犯活動の促進とともに、犯罪が起きにくい環境を整備することが重要です。

(1) 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備

まちづくりにおいて重要な道路、公園、駐車場等の公共施設について、犯罪抑止に配慮した整備を進めます。

取 組	内 容
防犯に配慮した公園整備及び管理	公園整備では、防犯に効果のある、夜間の明るさの確保（照明灯設置）や公園内の見通しの確保（樹種や施設の配置）に留意します。また、植栽管理において、見通しの悪い空間ができないように配慮した剪定等の維持管理を行います。
狭い道路の拡幅整備事業	見通しのいい生活環境の確保のため、幅員 4 m 未満の道路に接した建築敷地において、道路後退用地の寄附に伴う、門、生垣、塀等の撤去、あるいは擁壁等の移設により道路拡幅整備工事を行います。
放置自転車等防止事業	中心市街地の公共空間を良好な環境として確保するため、悪質な放置自転車等を撤去します。
市営自転車等駐輪場の整備	防犯カメラの機能維持のため、レコーダーの更新を随時行っていくなど犯罪防止に努めます。
防犯点検の実施	公共施設で発生する犯罪を防止するため、犯罪誘発要因を見つけ、計画的に必要な防犯対策を講じます。

(2) 市民が行う防犯環境整備への支援

地域においては、防犯灯による夜間の明るさの確保をはじめ、清掃活動や樹木管理など犯罪の起きやすい死角の除去、土地及び建物の適正管理などに努め、犯罪の機会を与えない環境づくりに取り組みます。

取 組	内 容
防犯灯設置維持管理費助成事業	自治会が行う防犯灯の設置維持管理事業を支援することにより夜間の明るさを確保し犯罪の防止を図ります。
防犯カメラ設置事業費助成事業	自治会が行う防犯カメラの設置事業を支援することにより見守り空白地帯を解消し犯罪の防止を図ります。

商店街施設整備事業	商店街の振興、美化及び安全の確保を目的に、商業者団体が行う商店街への防犯カメラや街路灯などの施設整備を支援します。
-----------	---

(3) 歓楽街等を対象とした環境改善

取 組	内 容
客引き対策事業	繁華街の一部に禁止区域を設けて、客引き行為等を規制し市民等が安心して通行し、利用することができる快適な生活環境の確保を図ります。

(4) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者は、犯罪等により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われます。こうした損害に加え、収入の途絶えなどによって経済的に困窮し、さらに新たな住居の確保や雇用の維持に困難をきたすことも少なくありません。

また、直接的に精神的、身体的及び財産的被害を受けるのみならず、犯罪等の対象になったことや再被害を受けることに対する恐怖や不安からも、精神的及び身体的な被害を受ける恐れがあります。

こうした被害を軽減し、防止するため、警察や犯罪被害者支援センターなどの支援団体等と協力・連携し、相談及び支援体制の強化を図ります。

取 組	内 容
犯罪被害者等支援総合相談窓口	くらしのセンターに相談窓口を設け、犯罪被害者等からの相談に対して、助言や情報の提供を行います。
犯罪被害者等支援庁内連絡調整会議の開催	生活保護や市営住宅、児童相談、心のケアなどを担当課と情報を共有し、支援体制の整備及び充実を図ります。
市民への啓発	犯罪被害者等の置かれている状況や平穏な生活への配慮の重要性等について市民の理解を得るため、県と連携し、犯罪被害者週間（毎年１１月２５日から１２月１日まで）において、チラシの配布等の啓発活動を実施します。
犯罪被害者等見舞金・助成金の支給	故意の犯罪行為により亡くなった被害者の遺族、重傷病を負った被害者、性犯罪被害者に対し、再び平穏な生活を営むことができるように、見舞金・助成金を給付します。

(5) DV(配偶者等からの暴力)防止の啓発

取 組	内 容
DV(配偶者等からの暴力)防止の啓発	DV被害が潜在化してしまわないよう、DV被害者からの相談に対応するとともに、DV防止のための啓発を行います。

(6) 再犯防止の推進

高齢者、障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制を構築し、地域福祉として一体的に展開します。

取 組	内 容
再犯防止対策事業の構築	犯罪や非行をした人が、福祉、医療、修学等の必要な支援へと繋がりやすくし、円滑な社会復帰に向けた支援を行います。また、市民への理解を得るための啓発活動を行います。

4 計画の見直し

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画は、基本理念である「犯罪のない誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、4つの基本方針の実現を目指し施策を展開します。

実施した施策や浜松市内の犯罪の状況については、1年ごとに確認を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、社会情勢の変化や浜松市総合計画及び連携を取る他の計画が見直される場合等、当初の計画どおり施策を実施することが難しくなった場合も必要に応じて計画の見直しを行います。

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成 21 年 12 月 11 日
浜松市条例第 6 4 号

犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現は、私たち市民の切なる願いである。

おう盛なチャレンジ精神と先人のたゆまぬ努力により、ものづくりを中心とした産業都市として発展してきた浜松市は、新たな文化やゆとりと潤いを感じられる魅力ある都市として、次代に誇りを持って引き継ぐことのできるまちづくりを進めていかなければならない。

しかしながら、現在の少子高齢化、国際化及び情報化の進展に伴う急速な社会情勢の変化は、市民の生活様式や価値観を多様化させる一方で、地域社会の連携意識と人間関係の希薄化や社会的な規範意識の低下を招き、日常生活が営まれる身近な場所での犯罪の発生につながるなど、市民生活を脅かす大きな要因となっている。

いま、犯罪を防止し、市民の願いである犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために、警察活動や行政施策のみならず、市民一人一人が防犯意識を高め、地域活動への積極的な参画により、地域の連携や助け合いの精神を醸成し、「自らの地域の安全は自らで守る」という信念を持って、安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進めていくことが重要である。

ここに私たちは、市民の生命、身体及び財産が平穩に保たれることは市民生活の基本であるとの認識に立ち、浜松市が将来にわたって安全で安心して暮らすことのできるまちであり続けることを願い、市民一丸となって、その実現に向けて取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市、市民、事業者及び関係機関等が一体となって推進するための基本となる事項について定めることにより、市民の願いである犯罪のない安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のない安全で安心なまちづくり 防犯に関する意識の高揚及び自主的な活動、防犯に配慮した環境の整備その他の犯罪の発生する機会を減らすための取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び地域において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための総合的な施策を実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等との緊密な連携を図るとともに、市民と意見交換等を行い、相互に協力するものとする。

- 3 市は、第1項の施策の実施に当たっては、地域の特性に配慮するとともに、必要な予算上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、防犯に関する意識を自ら高め、自らの安全の確保に努めるとともに、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、必要な防犯上の措置を講じることにより、事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域の一員として、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員等の防犯に関する意識を高めるとともに、防犯に関し必要な知識、技術等を習得させることにより、従業員等の安全の確保に努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画の策定等)

第6条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進するため、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、基本計画の見直しを行うものとする。
3 市は、前2項の規定により基本計画を策定し、又はその見直しを行ったときは、速やかにこれを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第7条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(情報の提供及び支援)

第8条 市は、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行うものに対し、必要な情報の提供を行うものとする。

- 2 市は、地域における犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動を行うものに対し、その活動のために必要な助言その他必要な支援を行うことができる。

(安全に関する教育の充実)

第9条 学校、保育所その他これらに類するもの（以下「学校等」という。）の管理者は、家庭及び地域社会並びに関係機関等と連携して、生徒、児童及び幼児（以下「生徒等」という。）が犯罪に遭わないための教育及び犯罪を起こさない教育の充実に努めるものとする。

(学校等の施設内における生徒等の安全確保)

第10条 学校等の設置者及び管理者は、当該学校等の施設内において生徒等の安全を確保するために必要な防犯上の措置を講じるよう努めるものとする。

(通学路等における措置)

第 11 条 通学路（生徒等の通学、通園等の用に供されている道路をいう。以下同じ。）の管理者、通学路の沿道にある土地又は建物の所有者、占有者及び管理者、生徒等の保護者並びに学校等の管理者は、関係機関等と連携し、通学路並びにその沿道にある土地及び建物における防犯上の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（住宅設計時等における助言等）

第 12 条 市は、市内に住宅を設計し、又は建築しようとする者に対し、当該住宅を防犯に配慮した構造、設備等を有するものとするための助言、情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（防犯に配慮した公共施設の整備）

第 13 条 市は、防犯に配慮した道路、公園、駐車場、駐輪場その他の公共施設の整備に努めるものとする。

（防犯に配慮した設備等の整備）

第 14 条 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、当該土地及び建物において、不審者等の早期発見及び侵入の未然の防止を図るため、防犯に配慮した設備等の整備に努めるものとする。

2 公共の場所を対象として防犯カメラ（防犯を目的として設置される映像機器及びこれに付随する機器をいう。以下同じ。）を設置する者は、個人のプライバシーの保護に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し適正な措置を講じるよう努めるものとする。

（土地及び建物の適正管理）

第 15 条 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者は、地域の安全及び安心に配慮し、当該土地及び建物を適正に管理するよう努めなければならない。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

（令 4 条例 18・旧第 17 条繰上）

附 則

- 1 この条例は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行後 5 年以内ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

附 則(令和 4 年 3 月 24 日浜松市条例第 18 号抄)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

関係条例一覧

条例名	取組
浜松市暴力団排除条例	暴力団排除に向けた活動
浜松市客引き行為等の禁止等に関する条例	客引き行為等の一部規制
浜松市民の消費生活の保護に関する条例	啓発街頭キャンペーン 出前講座 防犯講習会
浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例	ごみ・資源物の持ち去り取り締まり
浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例	狭い道路の拡幅整備事業
浜松市自転車等の放置の防止に関する条例	放置自転車等防止事業
浜松市自転車等駐車場条例	駐輪場維持管理事業
浜松市都市公園条例 浜松市公園条例	公園周辺住民の生活環境の確保
浜松市子ども育成条例	ひとりひとりにいい声掛けデー 青少年補導活動 こども110番の家 社会環境実態調査

この用紙は「雑がみ」としてリサイクルしよう！



浜松市市民部市民生活課

〒430-8652

浜松市中央区元城町103-2

電話 053-457-2231

FAX 053-452-0291

E-mail simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp